

京都市告示第488号

令和元年12月18日京都市告示第494号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和3年12月24日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
公益財団法人京都伝 統伎芸振興財団に対 する寄附金	京都市東山区祇園町南側5 70-1番地	当該法人の 主たる目的 である業務	令和元年10月17 日から令和5年3月 31日までに支出さ れた寄附金

(行財政局税務部税制課)